

# 評価細目の第三者評価結果

(保育所、地域型保育事業)

## I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<p>事業所の保育理念（おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。私たちは、「やさしく・つよく生き抜く力」を育みます）と保育目標（すくすく育つ／健全な心と健康な身体、わくわく遊ぶ／積極的に学ぶ好奇心 豊かな創造力と自己表現力、いきいき過ごす／自ら考え行動する自発力 地域で育む思いやりと広い視野）を掲げている。</p> <p>利用者には、これらの保育理念や保育目標を「入園説明会」などを通じて説明し「入園案内兼重要事項説明書」にも詳細に明記している。職員に向けては、入職時のオリエンテーションで理念や目標を説示し、さらに月1回の「職員会議」で理解度の確認を行うなどして周知を図っている。</p>

### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>法人の担当者と管理者が参加する「施設長会議」や月1回の「拠点カルテレビュー（法人内の隣接する事業所の管理者がリモートで3名ほど参加して、担当者と個別に収支等の確認を行う会議）」にて、年間目標に対する毎月の経営状況や財政状況についての把握・分析を行っている。これらの会議では、事業所の「拠点別収支管理表」で収入と支出の把握・分析や今後の課題を明確にできるようになっている。令和5年度は、職員の入れ替わりによる「人材採用費」が経営に影響することが予想され、その安定を課題としている。</p>
I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>事業所の課題については、毎月行われる「施設長会議（管理者と本社担当者が参加する会議）」や「VIPRO会議（管理者、主任保育士、各委員会などの職員が参加する会議）」等で課題の抽出をして、その具体的な進捗状況を共有して改善に取り組んでいる。また、「施設長会議」で伝達された必要な案件は、「職員会議（管理者を中心とする全ての職員を対象とする会議）」で職員に周知して具体的な取り組みを行っている。</p> <p>事業所の特徴である英語やリトミック（楽しく音楽と触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばすとともに、身体的、感覚的、知的にも、これから受けるあらゆる教育を十分に吸収し、子どもが個々に持っている潜在的な基礎能力の発達に促す教育）の実施、暑い時期は早い時間帯に外出する配慮や、公園（4か所）、神社（2か所）、お寺、団地など、複数の外出先を設ける取り組みを行っている。外出する際には、子ども自らが積極的に挨拶することで、近隣住民とコミュニケーションを図ることを大切にしている。</p>

### I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	<p>中・長期計画のビジョンとして「売上高 No.1」「利益 No.1」「商品力 No.1」を掲げている。また、利用者に選ばれる保育、利用者のニーズ、福祉からマネジメントという視点が見えやすくなるため、①株式会社の規模、多角経営の利点を生かす②ブランドの価値、情報発信力を高める③教育や児童の個性重視④保育の質向上、独自の研修の強化を取り得る戦略として計画に反映している。</p>
I-3-1 (1) -② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	<p>中・長期計画を踏まえた上で、①一定の方向性を持たせつつも、幅を広げた議論を実現し、より良い拠点運営に近づける②組織間の連携を強める場として活用。お互いの真意を正しく理解し、同じベクトルを持って行動できる組織を構築する③「1人の百歩より100人の一歩」を実現すべく、さまざまなナレッジの共有や課題解決に向けたアイデアを出し合うなど、相互補完していける機会創出を単年度の基本方針としている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	職員保育施設共通の年度課題、保育施設の課題策、保育施設としての自己評価、施設評価に関する管理者コメントについてを「保育園施設課題表」に記載すると共に、職員面談で評価、見直しを行っている。入社後間もない職員や、気になる職員に対しては、法人担当者と管理者が面談を行うことや、面談の回数を増やす取り組みも行っている。また、前年に記載した「保育園施設課題表」を基に次年度の計画に反映させるようにしている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	利用者等に対して、年2回の「運営委員会」にて事業計画を直接伝えることや、コミュニケーションアプリ機能を活用して「年間行事計画書」「園だより」を利用者等に発信している。また、ホームページのお知らせ欄に、「園だより」「自己評価総括表」を載せるなど、誰でも閲覧できるように工夫している。事業所では、事業計画の自己評価を年度ごとに行うことで、更なる専門性の向上や保育実践の改善に努め、より一層質の高い保育の実践を目指した取り組みを行っている。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	事業所において福祉サービスの向上を図る委員会を設置して、組織的に質の向上を図っている。また、「年間研修計画（4月保育目標の確認や日誌の記入方法、5月発達障害者支援について、6月夏の感染症について、7月プールについて、8月日常における事故について、9月発達障害者について、10月保育所保育指針について、11月嘔吐処理について、12月虐待について、1月消火訓練、2月虐待について、3月発達の気になる子どもについて）」において、計画的に職員が研修に参加できるように、質の向上に取り組んでいる。また、内部研修以外にも外部研修「キャリアアップ研修（職員の経験や年数に合わせて行う研修）」「小児健康教室」に参加する取り組みを行っている。今後は「発達障がい者支援育成サポート研修」への参加を予定している。そのほか、定期的に保護者アンケートを実施して、より良いサービスの向上に努めている。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	職員一人ひとりが「目標管理シート」を作成して、自己評価を行っている。その「目標管理シート」を基に、年2回の個人面談を管理者、主任保育士が行っている。面談の際には、達成度合いの振り返りや今後の目標設定を行い、計画的に実施できる体制を築いている。

## II 組織の運営管理

### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	コロナ禍では、接触制限を受けていたため、職員と保護者のコミュニケーションの取り方が課題となっている。管理者は、朝や活動をしているタイミングなどに、施設内を定期的に巡回して子どもの様子、子どもと職員の関わりなどを把握している。また、職員が家族に伝えきれない部分などを伝えるバックアップ体制を築いて、それぞれの保護者に管理者自らが積極的にコミュニケーションを取れるように努めている。子どもや保護者に対しての関わり方、行事などの実施についてを、職員一人ひとりが主体的に考え、行動できるように後押しするなど、自らの役割と責任を果たしている。また、管理者は、『挨拶を自主的に行うこと』『感謝の気持ちを相手に伝えること』を大切にしており、昼礼や面談の機会を通してその思いを職員に伝え、事業所が目指すべき姿を全面に出した取り組みを行っている。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	事業所が遵守すべき法令を職員が正しく理解するために、定期的に「コンプライアンス研修」を実施している。「コンプライアンス研修」は、4月から8月の期間に各月に設定されているコンプライアンス研修テーマ（4月コンプライアンスの遵守、5月内部通報制度、6月適正な労働時間管理、7月独占禁止法の遵守、8月贈収賄と利益相反行為）を職員がテキストにて自己学習して、「理解度チェック」を実施すると共に、その解答、解説を行っている。9月には、4月から8月の研修内容を振り返り、総合的な「理解度チェック」を行い、理解を深めた取り組みを行っている。なお、これらの全ての研修において管理者は、「研修実施確認書」に必要事項を記載して、法人の「個人情報保護部門リーダー」に提出する仕組みになっている。また、職員が常に「コンプライアンスカード」を携帯しており、コンプライアンスについて判断に迷うことがあれば、本部の「コンプライアンスホットライン」に連絡して、相談できる体制を構築している。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	事業所では、子どもが主体的に活動することを大切にしている。職員についても主体的に取り組めるように、管理者は指導力を発揮すると共に事業所をリードしている。また、子どもと同じ目線になり、子どもの言葉を引き出すような声かけを意識するように、管理者が日常的に事業所内を巡回して、気になることがあれば、その場で指導することで、職員の福祉サービスの質の向上に繋げている。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人の担当者と管理者が参加する「施設長会議」や「拠点カルテレビュー」にて、年間目標に対する毎月の経営状況や財政状況についての把握・分析を行っている。今年度は、職員の致し方ない退職による職員の入れ替わりで、新入職の職員が増えたため、管理者は、新入職の職員育成や職員同士のコミュニケーションに重点を置いた指導で力を発揮している。また、事業所で行う「職員会議」の場で意見を言いやすいように、事前にアンケートを配布する取り組みや、会議中においても自由に意見できる環境を大切にする取り組みを行っている。業務については、保育施設としての自己評価、施設評価に関する管理者コメントを「保育園施設課題表」に記載すると共に、職員面談で評価、見直しを行っている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2- (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事		管理の体制が整備されている。
II-2- (1) -① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	必要な福祉人材の確保については、法人の採用担当者を中心に定期的にホームページなどに求人掲載する取り組みや、事業所では求人ポスターの掲示など、人材確保に努めている。定着については、年間2回の管理者または主任保育士による面談を通して、職員の悩みや不安なことを聞き取るなど、改善に取り組んでいる。なお、この面談前に一人ひとりの職員が「目標管理シート」にて、目標項目（なにを）、達成度レベル（いつまでにどのくらい）、方法（どんなふうに）、規律性、責任性、協調性、積極性を自己評価して、管理者、法人担当者が評価する仕組みになっている。育成に関しては、年間を通じて計画的な職員研修の実施や、OJTトレーナー制度（新入職した職員を対象に、担当の先輩職員や管理者がマニュアルに沿って、2週間、1カ月、2カ月、6週間、3カ月に習得状況を確認するもの）、資格取得の支援等を行っている。そのほか、希望による異動、有給休暇の取得促進、育児休業制度の活用促進等の取り組みを行っている。
II-2- (1) -② 総合的な人事管理が行われている。	a	年2回人事考課を行い、職員の育成や評価と処遇等を連動する取り組みを行っている。人事考課の公平性を確保するため、管理者が全職員に対する評価を一元的に行っている。また、人事考課の実施においては、主任保育士の評価や自己評価も考慮する取り組みを行っている。事業所の勤務管理については、ICT化による勤務実績（残業、有給休暇の取得状況）を確認することができ、総合的な人事管理が円滑に行われている。
II-2- (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2- (2) -① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	勤務日数や勤務する時間、時間帯において、職員一人ひとりの希望を尊重する取り組みを行っている。有給休暇の取得を促進するため、有給休暇状況を常時把握し、取得状況に応じて働きかける取り組みを行っている。また、職員の子どもの学校行事等に合わせて半休が取得できる仕組みを設けている。今後は、職員の負担軽減と安全な保育の確保をするため、配置基準を上回る職員を確保を目指している。
II-2- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2- (3) -① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	新入職員の入職時には、管理者が事業所内を案内して事業所の理念や、保育として求める人物像（子どもの人格と人権を尊重すること、熱意をもって職位を遂行すること、仕事に誇りを持つことなど）、職員として期待すること（子どもの目線や立場で考えて行動すること、子どもの健康と安全に配慮したサービスを提供することなど）をオリエンテーションで説明している。その後、ベテランの職員が一定期間個別指導（OJT）を行っている。既存の職員に対しても事業所会議等の機会を通じて、理念や人物像、職員として期待することを繰り返し伝え、浸透するように努めている。そのほか、個別面談を通して、職員一人ひとりの希望や目標を把握して、目標に対しての進捗度合いを確認し、未達がある場合は、具体的に計画を見直す取り組みを行っている。
II-2- (3) -② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	事業所では、年間研修計画を策定している。月ごとにテーマを決めて行う研修内容として「4月保育目標の確認や日誌の記入方法」「5月発達障害者支援について」「6月夏の感染症について」「7月プールについて」「8月日常における事故について」「9月発達障害者について」「10月「保育所保育指針」について」「11月嘔吐処理について」「12月虐待について」「1月消火訓練」「2月虐待について」「3月発達の気になる子どもについて」また、安全関連の訓練としては、「救命救急講習」「乳幼児突然死症候群（SIDS）」「乳幼児の心肺蘇生法」「幼児の気道内異物除去」「水遊び実施研修」「119番通報での伝達内容のロールプレイング」「災害時のアレルギー児対応の確認・非常用リュックの中身確認更新」「AED使用方法の確認」「エピペンの使用法の確認」等を合わせて行うことで職員の知識や技術の向上に向けた取り組みを行っている。
II-2- (3) -③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	職員一人ひとりの経験や希望により、内部研修や外部研修の参加を決定している。事業所では、年間研修計画を策定して、職員に積極的に参加を促す取り組みや、参加できない職員に対しては資料を回覧して、内容を確認した職員は押印する取り組みを行っている。今後は、様子の気になる子に対する関わり方についての技術習得機会の確保を目標にしている。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	事業所では、保育士養成校の実習を積極的に受け入れている。また、「保育実習受け入れマニュアル」に、①保育士資格と保育実習について（保育実習の意義・目的、当社における実習の意義、実習生への指導にあたっての留意点、保育実習の受け入れ要件と人数および担当）②実習の流れ（実習の申し込み、保育実習受け入れの可否、保育実習受け入れ準備、保育実習の日程調整、オリエンテーション、保育実習、保育実習反省会、評価表の送付）③実習生の支援体制と保険、④実習生が事故を起こした場合、⑤保育実習における、保育士の基本的な考え方などを記して、受け入れの体制を整備している。

### II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	事業所では、「保育理念・保育目標」「オレンジリボン憲章」を玄関に掲示し、誰でも閲覧できるようにしている。また、ホームページにも、事業所の活動内容等を閲覧者がイメージできるように工夫して掲載するなど、常に新しい情報を発信する取り組みを行っている。「オレンジリボン憲章」の内容は、『私たちが、子どもの成長を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。①私たちは、子どものいのちと心を守ります。②私たちは、家族の子育てを支援します。③私たちは、里親と施設の子育てを支援します。④私たちは、地域の連帯を上げます』と明記され、その内容を追及した事業運営を行っている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人は、全国に47都道府県91か所（令和5年7月現在）に運営しており、ホームページなどの充実を図ると共に、公正さや透明性を確保するために必要な取り組みを行っている。保育内容に関する利用者の相談窓口として、第三者委員を設置して、その担当者の名前、連絡先を玄関に掲示する取り組みを行っている。また、「保育コンサルジュ（就学前の子どもの預け先について保護者の相談に応じる相談員）」と連携している。さらに、適正な保育を実践するため、定期的に福祉サービス第三者評価を受審している。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	事業所で行っている英語やリトミック（楽しく音楽と触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばすとともに、身体的、感覚的、知的にも、これから受けるあらゆる教育を十分に吸収し、子どもが個々に持っている潜在的な基礎能力の発達に促す教育）をホームページの「内覧会・子育て広場のお知らせ」で開催日時を掲載して、外部に見学・体験の発信を行っている。子どもが公園、神社、お寺、団地などに外出する際には、子どもや職員が地域で挨拶を積極的に交わして交流を深めている。そのほか、「埼玉県警察防犯指導班」が交通安全、防犯についてなどの内容を子どもに伝える機会の取り組みや、「消防署」の協力による消防訓練など、地域との連携を図っている。また、災害が発生した場合の備蓄（水や非常食等の備蓄）の確保および、炊き出し訓練を実施するなど、災害時の社会資源として地域に寄与する体制の整備を行っている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア受入担当者の配置、「ボランティア受け入れマニュアル」を整備している。マニュアルに①目的（社会貢献、サービスの質を向上、営業効果）②受け入れ内容（内容、ボランティア参加者、対象拠点サービス、その他）③フロー（学校訪問、申し込み、調整、確定通知、当日、報告、ファイリング）④手順、⑤注意事項（個人情報の保護、保険について、費用について、高校生以下の取り扱いについて、当日の打ち合わせ）を記載して、受け入れ体制を確立している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	事業所では、「消防計画」を策定して、災害情報の入手方法、災害発生時の連絡先（行政機関、ライフライン、医療機関、職員等）、避難場所・経路・方法、食材と防災資材の備蓄や訓練の年間計画等を明確にしている。また、地域の警察との連携を図り、必要に応じて相談や対応の要請等を行っている。消防署との連携を図り、消防設備の点検や避難訓練、通報訓練、消火訓練、安全教育（消火器を使用した初期消火訓練、火事の怖さを認識する取り組み等）を行っている。さらに、児童相談所や児童発達支援センター、児童発達支援（発達が気になる子どもに対して保護者が直接契約している機関）との連携を図り、虐待の可能性があるケースへの対応や、子どもの発達に関する（様子が気になる子ども等の）相談対応等を行っている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	蕨市立保育園の管理者が集う「園長会議」に管理者が参加して、地域の福祉ニーズ等を把握している。「園長会議」では、コロナの感染状況や対応方法、そのほかの感染症について、自事業所の行事について、困難事例、地域情報などが共有され、それらの情報を事業所に持ち帰り、より良い事業運営に繋げている。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	事業所として、保育の専門性を地域に還元する取り組みを行っている。事業所の「子育て広場」を1か月に5回（1回30分程度）ほど開放して、事業所で行っている英語やリトミックの活動を提供している。また、地域で子育てに関する悩みや疑問等を持っている方や、それ以外でもどなたでも気兼ねなく、子どもと保護者で参加できる機会を提供している。なお、これらの取り組みをホームページに掲載して、内容を定期的に更新して情報を発信している。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-1 (1) -① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	入園時や「保護者会」「懇談会」などの機会を通じて子どもを尊重した事業運営の方針について保護者に伝え、共通の理解を図る取り組みを行っている。職員には、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を配布して、子ども一人ひとりの人格を尊重することへの理解を個人チェックの形式で行っている。さらに、職員研修において、子どもに対して性差をつけないこと、年齢に応じた呼称、身体に関わる個人差の表現、体罰の禁止等に関する理解を深める取り組みを行っている。
Ⅲ-1-1 (1) -② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	「個人情報保護規定」に基づき、子どもや保護者の個人情報等を適切に扱う取り組みを行っている。着替えやおねしょした子どもの支援を行う場合は、子どもの自尊心やプライバシーに配慮する取り組みを行っている。また、保育園における子どもの様子を撮影した場合は、対象になっている保護者の同意を得る取り組みを行っている。子どもの様子を撮影した写真の販売を行う場合は、プライバシーにも充分配慮している。職員に一人ひとりに「人権擁護のためのセルフチェックリスト【個人チェック】」を配布して、管理者がその内容を確認する取り組みを行っている。なお、「人権養護チェックリスト」は、項目①子ども一人ひとりの人格を尊重しないか②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ③罰を与える・乱暴なかかわり④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないか⑤差別的なかかわりの「良くない」と考えられるかかわりの29問から、自身がしているか、したことがあるかをチェックするものになっている。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-1 (2) -① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者に対して、ホームページにて「施設紹介『蔽市の地域に根ざした保育園となるよう、ご家庭と地域の方々と共に連携を取りながら、職員一同力を合わせてより良い保育園を作って参りたいと思っております』」を記載すると共に、「紹介動画」「施設長ごあいさつ」「お知らせ」「内覧会・子育て広場のお知らせ」「安心・安全」「ご利用様の声」「入園・見学のご案内」「よくあるご質問」「ご相談・お問い合わせ」「お知らせ」「福利厚生サービスをご利用の方へ」「サイトマップ」「プライバシーポリシー」等の情報を掲載している。
Ⅲ-1-1 (2) -② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	入園説明会を実施して、「入園案内兼重要事項説明書」に基づく説明を行っている。「入園案内兼重要事項説明書」には、運営事業者と保育所概要、保育方針と保育計画、保育内容、食事、健康管理、緊急時における対応方法について、受領する料金について、施設の利用開始および修了に関する事項について、入園までに準備していただくもの、登園時の持ち物、保護者様への連絡と園からのお願い、個人情報の取扱いについてを記載している。
Ⅲ-1-1 (2) -③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	転園する場合に転園先に必要な情報を求められた際は、保護者の同意を得た上で、提供する支援を行っている。子どもが退園後も遊びに來たり相談ができる体制を整備し、保育の継続性を確保する取り組みを行っている。卒園児は、子どもが通う小学校に「保育所児童保育要録」を提出すると共に、小学校教諭との面談を行うなど、円滑な小学校生活を開始するために必要な連携を図っている。
Ⅲ-1-1 (3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-1 (3) -① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	年度末にコミュニケーションアプリを活用して、保護者にアンケート（運営する施設を友人におすすめしたいか、立地、営業時間、料金、サービス内容、食事・食育活動、職員、子育てサービス、改善してほしいこと、利用者されている上で、こんなサービスはあったら利用したいと思うもの、総合的な満足度等）を行い、その結果を集計して保護者に開示する取り組みを行っている。また、アンケート結果を分析して、当事業所における強み、弱みを可視化し、質の向上、改善に向けた施策、検討を次年度に活かす取り組みを行っている。そのほか、行事開催後には、アンケートを通して、または直接聞き取って、評価や意見を把握する取り組みを行っている。

Ⅲ-1- (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1- (4) -① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情や要望に対して迅速な対応を行うため、苦情受付担当者（管理者）、苦情解決責任者（法人支部長、蕨市児童福祉課）を配置している。また、「運営適正化推進制度」（要望解決の仕組みや事業所に直接訴え難い場合に第三者委員に直接訴えることができることを定めている）を設けている。これらの連絡先についてのポスターを事業所の玄関に掲示したり意見箱を設置したりして、苦情や要望を申し立てることができることを周知している。
Ⅲ-1- (4) -② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	保護者との個別面談を要望に応じて行っている。保護者の希望に応じても随時行っている。また、「運営委員会」を保護者の代表者（2名）、外部委員（社会福祉事業の知識経験者）、管理者、職員参加のもと、年2回開催している。「懇談会」は、年に1～2回開催して、行事や日常の出来事、運営委員会の内容等を保護者に伝達し、個別の意見や要望等を把握する取り組みをしている。
Ⅲ-1- (4) -③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者からの相談や意見に関しては、その内容に応じて迅速に対応する取り組みを行っている。基本的にクラス担当者が相談や意見の対応にあたり、必要に応じて管理者、主任保育士も加わっている。また、相談者のプライバシーに配慮し、相談内容や今後の対応等を秘匿する取り組みを行っている。日常的にある保護者からの連絡内容や子どもに関する対応などについて確実に遂行するために、毎日職員間で行う「昼礼」で伝達する取り組みや、「施設日誌」の連絡事項に記入して共有している。
Ⅲ-1- (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1- (5) -① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	事業所では管理者が中心となり、インシデントやアクシデントの防止に向けた取り組みを行っている。事業所でのアクシデントは、担当職員が「事故トラブル報告書」に記載して、改善する取り組みを行っている。また、「事故トラブル報告書」の内容を昼礼や「施設会議」で職員に伝達することや、「施設日誌」で再度回覧を行い、再発防止に努めている。 不審者の侵入を防止する取り組みとして、防犯カメラの設置や電子錠の設置を行っている。また、不審者の対応（凶器を持った不審者は入ってきた時に対応ができるようにする、迷惑行為者と遭遇した時も事故を未然に防ぐ対応ができるようにする）に備えて、年間訓練計画に基づき、定期的に訓練を行っている。子どもの急変時の備えとして、「SIDS（乳幼児突然死症候群）」「プール・水遊び」「危機管理マニュアル」の各種マニュアルを整備すると共に、AEDを事業所内に備えて、「AEDの使用法」や「周りの協力依頼を身につける」ための研修等を行っている。
Ⅲ-1- (5) -② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	「保育衛生管理マニュアル（衛生用品について、感染対策の基本、作業手順と衛生管理、ノロウイルス対策等）」を整備して、衛生環境の整備を行っている。また、新型コロナウイルスをはじめとする感染や蔓延を防止するため、手洗いやうがい、消毒の徹底を行っている。子どもの家庭における健康状態を保護者と密に連絡を取り合い、感染している子どもが出た際には、その子どもの個人情報に配慮して、感染者数、疾患名を記載したポスターを掲示するなど、感染予防に努めている。感染症の蔓延防止のため、各クラスに嘔吐物を迅速に処理するキットを備えている。
Ⅲ-1- (5) -③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	災害情報の入手方法（気象情報、洪水情報、水位到達情報等）、災害発生時の連絡先（行政機関、ライフライン、医療機関、職員等）、避難場所・経路・方法、関係機関との連絡体制、食料と防災資材の備蓄を整備している。また、防災教育では、「年間訓練計画」に基づき、避難訓練（火災、地震、水害、噴火、土砂崩れ等）や防犯訓練、緊急時対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビペンの使用等）を計画的に実施している。さらに、災害時にアレルギーがある子どもに関する対応を確認するなど、具体的に想定した研修に力を入れている。



Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	業務の標準化を図るため、「保育業務マニュアル」を整備している。「保育業務マニュアル」は、第1部、基礎知識として、「児童福祉法」「子どもの権利条約」「保育所保育指針」「全国保育士会倫理綱領」「保育業務マニュアル～保育の質のガイドライン～」 「ニチイのマニュアル」、第2部ニチイの保育、「保育理念と保育目標」「ホームページ」「子どもの権利」「職員の求められる資質」「保育環境」「保育内容」「保育環境」「安全管理」「子育て支援」「組織図」「内部コミュニケーション」、第3部保育の実践、「デイリープログラム」「業務の内容と標準化」「日常の保育業務（排泄、食物アレルギー、帳票、プロポーザル方式、行事、配布物、掲示物、保護者対応、安全管理、一時保育、外部対応）」「各種検診・身体測定」「感染症予防」「発熱時・体調の急変時」「与薬」「保育中に特殊な医療の器具装着が必要な児童のお預かりについて」「虫よけ・日焼け止め」「水分補給」「緊急時の対応～危機管理マニュアル、防災マニュアル」「個人情報取扱い」「職員会議」「休憩」「研修」「人権のためのセルフチェックリスト」「各種届出」が文書化され、事業所内で保管している。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	事業所で保管するマニュアルの見直しや変更した場合については、必要に応じて本社の管理部（研修担当）が行い、事業所に傳達される。各々のマニュアルには、改版履歴として明示（日付け・変更項目）してあるため、その時期は明確になっている。そのほか、定期的に開催する「クラス会議」「給食会議」「職員会議」「運営会議」等において、業務の内容や手順等を見直す検討を行っている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。	a	個別の面談を通じて、子どもや家庭環境等に関する情報収集やアセスメントを行っている。個別面談において把握した情報や面談等は、所定の様式に記録している。アセスメントの基づき年間指導計画を策定している。さらに、年間指導計画の基づき、年齢に応じた月案（0歳児、1歳児、2歳児は個別で作成、3歳から5歳児は必要に応じて個別の月間指導計画しているが、そのほかは共通である）を策定している。月案に基づき、週日案（週間指導計画兼日誌）をクラスごとに策定している。また、年齢に問わず、様子が気になる子どもに関しては、個別で月案を作成して、注意深く様子を把握する取り組みを行っている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。	a	年間指導計画は、Ⅰ期からⅣ期（4月から3月まで）としてねらい、食育、子育て支援（保護者支援）、行事の4つの区分に分けて評価、見直しを行っている。月案（月間指導計画）を月末に、週日案（週間指導計画案）は週末に担当が評価と見直しを行っている。さらに、必要に応じて、管理者が月案や週日案を確認して、システム上の反省箇所にコメントを記載するなど、助言、指導を適宜行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	事業所では、計画（年間指導計画や月案、週日案等）や記録のICT化を図っており、入力や閲覧の際にIDとPWにより管理を行っている。0歳、1歳、2歳児については、計画や記録を個別で行っているが、3歳、4歳、5歳児については、計画や記録を包括的に行い、必要に応じて個別でも行っている。「職員会議」や「クラス会議」を通じて、計画や記録についても共通認識を図っている。「施設日誌」に、引き継ぐ必要のある情報（①保護者からの出席確認②本日のねらい③子どもの様子④評価、反省⑤保護者からの連絡）を記録し、その内容を確認した職員は内容を把握して、確認した証明として書面に押印を行うなど、情報共有を図っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	計画や記録を適切に管理するため、データ入力や閲覧の際にIDとPWによるアクセス制限を行っている。個人情報が記載された書類は、施錠可能なキャビネットに保管する取り組みを行っている。また、許可のある場合を除き、個人情報の持ち出しを禁じている。Webサイトの「プライバシーポリシー」にて「個人情報保護宣言」「個人情報保護基本方針」「個人情報収集の目的」「個人情報収集の種類」「個人情報の開示または提供」「個人情報の管理方法」「第三者からのクッキーに関して」「セキュリティについて」「情報セキュリティ宣言」を掲示している。

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1- (1) 全体的な計画の作成		
A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	<p>事業所の保育理念（おもつきり遊ぶ、おもいきり学ぶ、私たちは、「やさしく・つよく生き抜く力」を育みます）と保育目標（すくすく育つ／健全な心と健康な身体、わくわく遊ぶ／積極的に学ぶ好奇心 豊かな創造力と自己表現力、いきいき過ごす／自ら考え行動する自発力 地域で育む思いやりと広い視野）を掲げている。</p> <p>「年間指導計画」の保育目標では、「生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ①落ち着いた雰囲気の中で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活する②保健的で安全な環境の中で、身の回りのものに関する興味や関心をもつ③個人差に留意し、応答的な触れ合いや言葉かけによって離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む」を掲げ、年齢ごとに具体的に計画を策定している。</p>
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	<p>季節に合わせてサーキュレーターや空気清浄機を置くなど、事業所の環境を整備している。春は、子ども個々で生活リズムが異なるため、子どものリズムで寝る、遊ぶなどを尊重した対応を行っている。このため、事業所に寝るスペース（1歳児以上には、お昼寝用簡易ベットを使用している子どもいる）や遊ぶスペースをそれぞれ確保している。また、一年を通じて子どもが自由に遊べる場を提供する取り組みや、事業所内に子ども自らが制作したものを掲示することで、心地良く親しみのある環境を整備している。</p>
A-1- (2) -② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<p>子ども一人ひとりの気持ちに寄り添うために、また、子ども一人ひとりに対する受容を行うための職員教育に力を入れている。様子の気になる子どもに対しては、その子どもの年齢や発達状況に応じた対応を行っている。「クラス会議」において、様子の気になる子どもに対する保育内容や対応方法等に関する検討を行っている。</p>
A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<p>排泄については、年齢で判断するのではなく子どもの身体の状態に合わせて、おむつからパンツに変更する時期を見定めることやトイレに座る支援を行っている。歩行については、子ども一人ひとりの這い歩きの期間はさまざまであるため、自然と立ち上がるまで待つことや、安全性に配慮したうえで、階段昇降を支援する取り組みを行っている。子どもの主体性や自己決定を尊重して、自分の着たい服を選び、着たり脱いだりすることの支援を行っている。また、子どもが取りやすい場所にティッシュなどを置いて、自分で必要な時に必要なものを探し、取るという習慣づけを意図的に行っている。散歩から戻った際に、手洗いやうがい、着替えを行うことを習慣づける取り組みを行っている。また、散歩を通じて、実践的に交通ルール守るようすることで危険を回避できるような取り組みを行っている。</p>
A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<p>子どもの生活と遊びを豊かにするため、運動遊び、造形、食事摂取等の支援を行っている。「あやし遊び」では、5歳児が1歳、2歳児を寝かしつける（午睡）ことを遊びの感覚で体験する支援を行っている。「ふれあい遊び」では、ままごとやブロック遊びをする支援を行っている。これらに加え、「ごっこ遊び」や植物の栽培（トマト、きゅうり）、飼育体験（カブト虫、アオムシ等の飼育）等を通じて子どもの社会性や協調性、思いやりの気持ちを育む支援を行っている。</p>

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児の養護については、子ども一人ひとりの生理的欲求を満たすような関わりを保育課程に位置づけている。管理栄養士を配置して、子どもの成長に応じた離乳食の提供を行っている。教育については、薄着を心掛け健康な体をつくる、清潔な状態で心地よく過ごす、子どもが安心できる関係（職員との関係）をつくる、職員の言葉がけに親しみながら喃語を育む、歌や手遊びに合わせて体を動かすなどを保育課程に位置づけている。0歳の保育には床暖房を設置（睡眠時には床暖房は切る対応）している。乳幼児突然死症候群防止のため、睡眠中に5分間隔で直接触れて確認している。保護者とのコミュニケーションを密にする体制を整備している。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>1歳の養護については、基本的な生活習慣を身につける、スキンシップを図り安心感と信頼関係を築くことなどを保育過程に位置づけている。教育については、戸外遊びを積極的に行い身体を十分に動かす、職員の支援の下に清潔にすることを教える、職員が仲立ちをしながら他の子どもとの関わりを知る、安全な環境の中で自由に世界を広げる、リズムに合わせて体を動かし表現する楽しさを知るなどを保育過程に位置づけている。2歳児の養護については、食事や排泄、睡眠等、簡単な身の回りのことを自分で行うことの支援、情緒の安定を図る支援などを保育過程に位置づけている。教育については、身体を動かして遊ぶ、職員の支援を受けながら身の回りのことを自分でできるようにする、一人遊びから友達と遊ぶことを覚える、生活や遊びのルールを知る、自然に触れ好奇心や探求心を養う、意思や感情を言葉で伝える、絵本や紙芝居を楽しむ、「ごっこ遊び」を楽しむ、楽器に触れるなどを保育課程に位置づけている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>4歳、5歳は、養護教育を一体的に支援する取り組みを積極的に行っている。家庭から持参したコップを所定の場所に自分で置く支援や、年齢に応じて配膳の手伝いをする支援を行っている。また、遊びを通じてルールを学び、集団で遊ぶことの支援を行っている。職員が連携を図り、発語が少ない子どもに話かける支援を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>発達が気になる子どもについては、個別の対応（受容や見守り、言葉掛けなど）を行うと共に、児童発達支援センターとの連携（必要に応じて担当職員による巡回相談の取り組みを行っている）を図る。また、職員が連携を図り、発達が気になる子どもに関する情報を共有と、対応方法の検討等を行っている。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>16時までは年齢ごとのクラスにおいて保育サービスを提供しているが、以降（延長保育）は、異なる年齢の子どもたちが一緒に過ごす環境での保育サービスを行っている。保育で過ごす時間が長時間にわたることに配慮して、延長保育の時間に限って使うことができるおもちゃや絵本等をつくることや、異年齢の友達と交流する中で新しい遊びや遊び方を発見すること、担任以外の職員と一緒に過ごすことで子どもの楽しみが増えることなどを支え、延長保育が楽しみになるようにする取り組みを行っている。延長保育では、必要に応じておやつを提供を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児ごろから、自分のリュックなどに物を入れたり、身の回りの準備を行うことや、リュックを持って散歩に行くなどの取り組みを行っている。5歳児になると小学校生活への円滑な移行のために、立ったまま靴を履くこと、露出を避けて着替えることなどを習得する支援を行っている。また、子どもが円滑に小学校生活を開始できるよう、小学校まで道のりを覚えたり、学校を外から見るなど、場所の認識をする取り組みや、小学校への情報提供、小学校との連携を図る取り組みなどを行っている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの入園前に職員が保護者に聞き取りを行い、「児童表（児童情報、保護者情報、家庭情報、その他情報、定期予防情報、その他必要に応じて）」を作成している。また、入園が決まった際には、保護者に「入園面接記録・確認表」を作成してもらい、一日の様子（睡眠・食事・遊び等）、家庭での様子、身体について、食事の状況、アレルギーを把握する取り組みを行っている。事業所では、子どもの体調変化などがあった場合に迅速に対応できる体制を築いている。職員同士や保護者と連携して、子どもの表情や便の状態から体調の変化を把握している。体調変化の早期発見に努め、対応等の充実を図っている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>登園時や昼寝などから起きた際に検温を行い、異常が診られた場合は速やかに保護者に連絡する体制を構築している。職員同士や保護者と連携して、子どもの表情や便の状態から体調の変化を把握している。体調変化の早期発見に努め、緊急時等における対応方法、嘱託医（内科、歯科）を定めて、急な場合でも慌てることなく対処できるように備えている。嘱託医による定期健康診断を年2回、歯科検診を年1回実施し、その内容を保護者と共有することで、子どもの保育に反映している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時に医師の指示に基づき、「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、アレルギー反応の有無や慢性疾患等を把握する取り組みを行っている。また、職員研修の機会を活用して、全ての職員がアナフィラキシーショックへの対応方法（アドレナリン投与方法等）を習得する取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>三大アレルギー「卵・乳・小麦」を使わない昼食献立を導入し、アレルギーがある子どもでも仲良く同じ給食を食べる「おもいっきり給食」を行っている。また、「給食方針（おもいっきりみんなで食べられる給食）」「給食目標（食べたいもの好きなものが増えやすく育つ子ども、給食をわくわく楽しみにする子ども）」を掲げて、食事が楽しみの場になるように努めている。補食（おやつ）は「卵・乳・小麦」を使用しているが、アレルギーは個々に合わせて対応している。料理の内容が偏らないように和食、洋食、中華などを取り入れ、調理法も焼く、煮る、蒸す、揚げるを行い、多種の味や食感を体験できる工夫をしている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー食材を除去する対応を個別に行っている。毎月開催する「給食会議」において、美味しく安心して食べること、季節感のあるもの、郷土料理などを取り入れた献立の検討を重ねている。料理は素材を生かす薄味にし、子どもの味覚（甘味、塩味、苦味、旨味）の発達を大切にしている取り組みを行っている。保護者に対して、献立表を月末に配布して、毎日の食事は玄関にあるサンプルケース内や写真で展示し、お迎え時に確認できるようにしている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	子どもの保護者とは、コミュニケーションアプリの連絡機能を活用して子どもに関する情報共有を図っている。また、保護者の希望に応じて個別面談を実施して、子どもに関する情報共有や個別の相談対応等を行っている。保育園での子どもの様子を写した写真を提供している。定期的に「園だより」「ほけんだより」「給食だより」「献立表」をアプリで公開して保護者に提供している。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	福祉サービス第三者評価の保護者の意見では「子どもの個性をしっかりと認めてくれている」「園の雰囲気や和やかで保護者との距離が近い」「どの先生も優しく、親、子どもに話しかけてくださる。こちら側も話やすい。特に担任の先生が親身に話して下さる」「子どもが楽しそうに通っている。何かあった際にはすぐに対応して下さる」「子どもたちの心と体を健康に育てて下さる」「子どもを大切に、親にもいつも笑顔で、楽しい園生活を送れるように支えてくれている」「保育士さんが皆さん温かく、安心して子どもを預けられる」「子どもにやさしく、皆さん穏やか」「子どもたちに合わせてくれたり、一人ひとりのことを考えてくれているように感じています」「子どもが楽しく過ごせる」「子どもが安全に過ごせる」など、保護者が安心して子育てができることがうかがえる意見が多く出ている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のために、職員研修において「虐待防止マニュアル」に対する理解を深める取り組みを行っている。登園時の視診（子どもの様子や表情の観察）や、着脱時に身体の状態観察等を行っている。子育てなどに悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制整備等も行っている。「クラス会議」「職員会議」等において、子どもや保護者の様子に関する情報共有を図っている。また、虐待の早期発見や早期対応、虐待防止等のための外部研修を受講させる取り組みを行っている。事業所には、虐待のスローガン「虐待は許さない（しない、させない、見逃さない）」のポスターを掲示して、その重要性の高さを事業所全体に認識させる取り組みをしている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	職員が「目標管理シート」で、目標項目（なにを）、達成度レベル（いつまでにどのくらい）、方法（どんなふうに）、規律性、責任性、協調性、積極性を自己評価して、管理者、法人担当者が評価を行っている。この「目標管理シート」を基に、年2回の面談を通じて振り返りを行うと共に、職員一人ひとりが保育実践の改善や専門性の向上に努めている。